

番托取水場運転管理業務委託

落札者決定基準

令和8年10月22日

福岡市水道局

目 次

1 選定方式	1
(1) 入札参加資格の確認	1
(2) 最優秀提案者の選定	1
① 入札価格の確認.....	1
② 提案内容の基礎審査	1
③ 提案内容の定量化審査	1
(3) 落札者の決定	1
(4) 審査等の流れ	2
2 基礎審査の方法.....	3
(1) 審査の流れ	3
(2) 基礎審査項目	3
① 共通事項	3
② 業務計画に関する提案書.....	3
③ 運転管理業務に関する提案書、保守管理業務に関する提案書	3
3 定量化審査の方法.....	3
(1) 評価点の構成	3
(2) 評価項目及び配点.....	4
(3) 技術点における得点化方法	6
(4) 地場企業に関する事項における得点化方法.....	6
(5) 価格点における得点化方法	6

1 選定方式

番托取水場運転管理業務委託（以下「本業務」という。）においては、総合評価一般競争入札により、落札者を決定するものとする。

この落札者決定基準は、総合評価方式により事業者の選定を行うにあたり、入札参加者から提出された提案書を可能な限り客観的に評価する基準として示すものである。

総合評価一般競争入札の方法は次のとおりである。

（１）入札参加資格の確認

市は、入札参加資格確認申請書により、入札説明書に記載する入札参加者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を満たしていることを確認する。資格要件不備の場合は失格とする。

（２）最優秀提案者の選定

市は、事業者の選定等の際し、学識経験者等で構成される「番托取水場運転管理業務委託事業者検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、意見聴取を行う。

① 入札価格の確認

市は、入札書に記載された入札価格が予定価格（入札書比較価格）を超えていないことを確認する。入札価格が予定価格を超える場合は失格とする。

② 提案内容の基礎審査

市は、提案書に記載された内容が２（２）に示す基礎審査項目を満たしていることを確認する。基礎審査項目について、１項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。

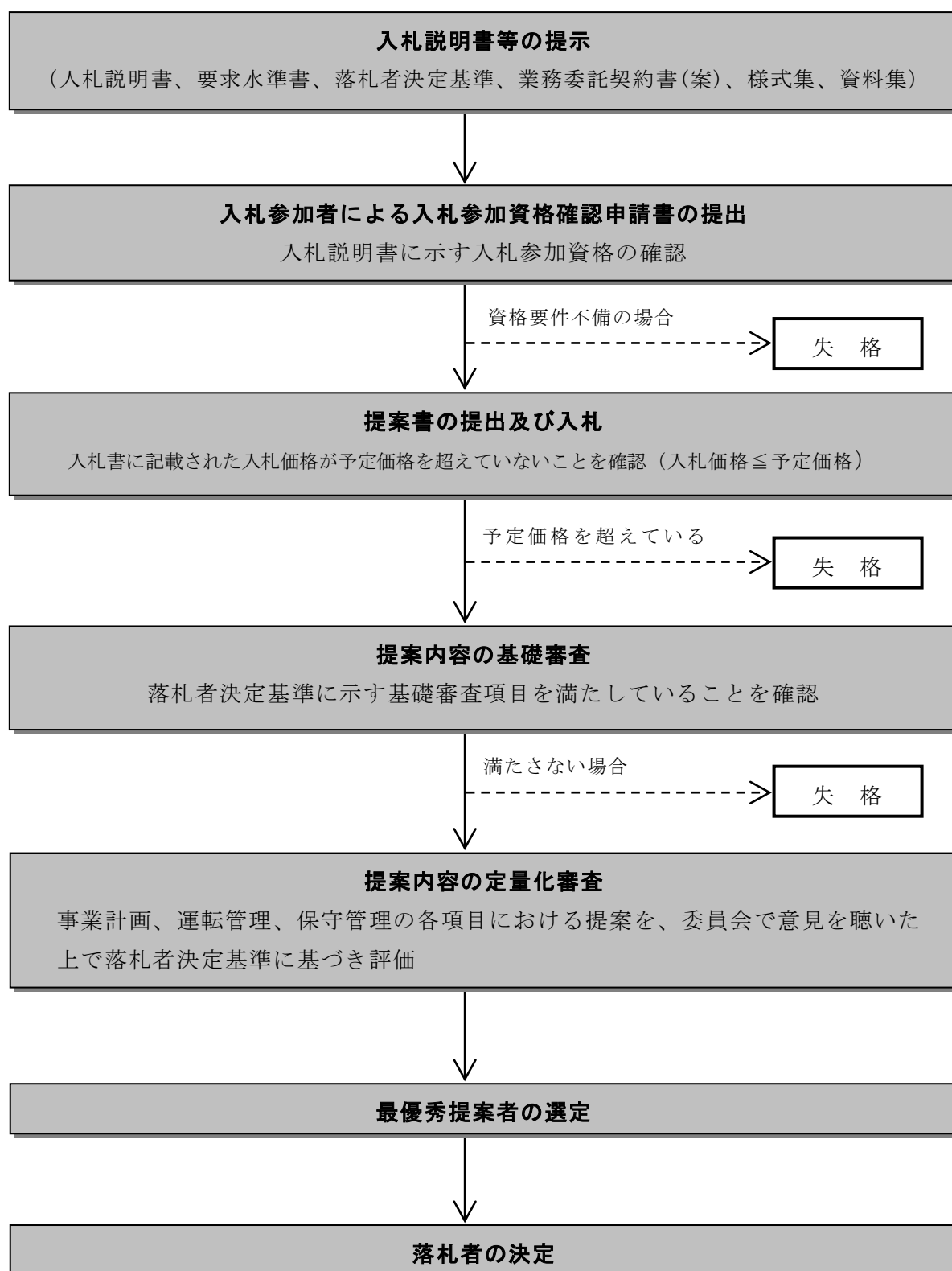
③ 提案内容の定量化審査

市は、入札書及び提案書に記載された内容について、委員会で意見を聴いた上で３に示す定量化審査の方法に従い評価を行い、評価点の合計が最も高い提案者を最優秀提案者として選定する。なお、得点の合計が最も高い提案者が２者以上いる場合は、当該２者以上を最優秀提案者とする。

（３）落札者の決定

市は、委員会での意見を踏まえた最優秀提案者の選定により、落札者を決定する。なお、最優秀提案者が２者以上いる場合には、当該者によるくじ引きにより、落札者を決定する。

(4) 審査等の流れ



2 基礎審査の方法

(1) 審査の流れ

入札書及び提案書について、下記(2)の基礎審査項目の内容を満たしていることを確認する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。基礎審査項目を満たしていることが確認された場合、当該提案書について、定量化審査を行う。

(2) 基礎審査項目

① 共通事項

- ・提案書全体について、提案事項間の相違、矛盾等がないこと
- ・提案書全体について、様式集に従った構成(項目の構成、枚数制限等)となっていること

② 事業計画に関する提案書

- ・入札書の金額と提案書の委託費内訳明細書の金額に相違がないこと
- ・リスク分担に関し、入札説明書に示したリスクの分担方針との相違がないこと

③ 運転管理業務に関する提案書、保守管理業務に関する提案書

- ・当該提案に関連する各様式(様式集参照)に示す項目に対する提案の内容が要求水準書と矛盾していないこと

3 定量化審査の方法

提案書に記載された内容について、次の方法に従い定量化する。

(1) 評価点の構成

評価点の配点は、下表の審査項目ⅠからⅢを技術点として計50点、Ⅳ地場企業に関する事項を10点、Ⅴ価格点を40点とし、合計100点を配点する。

項目		配点
技術点		50点
Ⅰ 事業計画に関する事項 Ⅱ 運転管理業務に関する事項 Ⅲ 保守管理業務に関する事項	Ⅰ 事業計画に関する事項	(20点)
	Ⅱ 運転管理業務に関する事項	(23点)
	Ⅲ 保守管理業務に関する事項	(7点)
Ⅳ 地場企業に関する事項		10点
Ⅴ 価格点		40点
合計		100点

(2) 技術点の評価の視点及び配点

技術点の評価項目及び配点については、下表のとおりとする。

表 定量化審査の配点表

評価項目		着目点	配点	様式
I 事業計画に関する事項			20 点	
1 業務遂行計画	①取組方針及び実施体制	本業務の目的及び施設特性を踏まえた取組方針が示されるとともに、業務を確実かつ安定的に遂行できる実施体制及び支援体制が確保されているか。	4 点	第15号
	②その他提案事項	業務品質の向上、効率化又は安定した業務運営に資する提案であり、その効果が期待できるか。	2 点	
2 安全衛生管理計画	③安全衛生管理計画	安全衛生管理に関する方針、実施体制及び事故・労働災害防止に向けた取組が適切であるか。	2 点	第16号
	④作業安全性向上	施設及び設備の特性に応じた危険要因を踏まえ、作業安全性の向上に資する提案となっているか。	2 点	
3 実績・資格能力	⑤業務実績	類似(入札説明書5(1)イおよびウに該当する運転管理業務)の受注実績により評価 ※評価基準 3件以上・・・評価 B 5件以上・・・評価 A	2 点	第17号
		同種の受注実績(1件以上)により評価 ※評価基準 ・河川表流水を水源とする取水施設における受託実績を1件以上有する場合 ・・・評価 B ・河川表流水を水源とする取水施設で、取水能力176,000m ³ /日以上 of 施設における受託実績を1件以上有する場合 ・・・評価 A	2 点	
	⑥業務遂行責任者の資格能力	責任者の保有資格により評価 ※評価基準 ・水道浄水施設管理技士3級・・・評価 C ・水道浄水施設管理技士2級・・・評価 B ・水道技術管理者・・・評価 B ・水道浄水施設管理技士1級・・・評価 A ・技術士(上下水道部門(上水道及び工業用水道))・・・評価 A	4 点	-
4 地域・環境への配慮	⑦地域住民への配慮	運転管理業務及び保守管理業務の実施に当たり、地域住民の信頼と理解を得られる取組となっているか。	1 点	第18号
	⑧環境負荷軽減に対する配慮	業務の実施に伴う環境負荷の軽減及び環境保全に資する取組となっているか。	1 点	第19号

Ⅱ 運転管理業務に関する事項				23 点	
Ⅰ 運転管理業務遂行計画	① 人員配置計画	本業務を確実にかつ安定的に遂行できる人員配置計画となっているか。	3 点	第21号	
	② ミス低減・再発防止活動	ミスの低減及び再発防止に向けた取組が効果的であるか。	3 点		
2 緊急時対応	③ 事故・災害に対する備え	想定される事故及び災害リスクに対する準備及び事前対策が適切であるか。	4 点	第22号	
	④ 業務継続体制	緊急時においても運転管理業務を継続するための体制が確保されているか。	3 点		
	⑤ 水質事故時の対応	想定される水質事故に対し、影響の低減及び水道水の安全確保に資する対応となっているか。	3 点		
	⑥ その他緊急時(ポンプ事故・停電など)の対応	想定される設備故障及び停電等に対し、安定した施設運営及び早期復旧に資する対応となっているか。	3 点		
3 最大需要電力管理計画	⑦ 最大需要電力管理計画	最大需要電力の適切な管理に資する内容となっているか。	4 点	第23号	
Ⅲ 保守管理業務に関する事項				7 点	
Ⅰ 保守管理業務遂行計画	① 保守管理業務実施計画	設備の機能維持及び安定運転の確保に資する保守管理計画となっているか。	4 点	第25号	
	② 点検結果の記録・評価・報告・活用	点検結果を適切に記録、評価及び活用し、保守管理業務の品質向上に資する内容となっているか。	3 点		
技術点 計			50 点		

(3) 技術点における得点化方法

技術点においては、各項目について、次に示す3段階評価による得点化方法により得点を付与する。

評価	評価の意味合い	得点化方法
A	当該評価項目において特に優れている	配点×1.0
B	当該評価項目において優れている	配点×0.5
C	当該評価項目において優れているとは言えない	配点×0.0

得点は小数点第二位以下を四捨五入した値とする。

(4) 地場企業に関する事項における得点化方法

地場企業について、市内本社・本店の有無に応じて、配点を10点とする得点を付与する。

J V の場合は

市内本社・本店のある地場企業数÷構成員数×10点
を付与する。

得点は小数点第二位以下を四捨五入した値とする。

(5) 価格点における得点化方法

以下のいずれかの方法により得点を付与する。得点は小数点第二位以下を四捨五入した値とする。

① 全ての参加者の見積価格が最低基準価格を上回った場合

価格点 = 40点 × 提出された見積価格のうち最低額 ÷ 各者見積価格

② 少なくとも1件の見積価格が最低基準価格以下であった場合

価格点 = 40点 × 最低基準価格 ÷ 各者見積価格

最低基準価格以下の見積については、見積価格に関わらず満点として算定する。